

患者氏名：	受付者	受付印
日中つながる連絡先（ ） - （続柄： ）		
人工呼吸器装着 ・24時間 ・24時間以外	気管切開 有 酸素療法 有	
ご自身の病気に関して、困ったことがある時に相談できる人	有・無	

特定医療費（指定難病）受給者証 更新提出書類 <チェック表>

必ず提出が必要な書類

職員欄

1 チェック表（この用紙）

・申請時にはこのチェック表もご提出ください。

2 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（更新） ※同封しています

※同封の記載例を見ながら両面ともご記入ください。

① 署名欄に「受給者名」を必ずご記入ください。

② 臨床調査個人票の研究等の同意欄 どちらかに必ずチェックを入れてください。

③ 印字された情報に変更がある場合、赤ボールペンで訂正してください。また、現在の受給者証の記載内容を変更する必要があります。窓口にお越しいただくか、郵送申請の場合は保健予防課（0798-26-3669）にご連絡ください。変更届を送ります（P.2、10参照）。

※既に受給者証変更済の方は申請書の印字を訂正してください。変更届は不要。

④ 支給認定基準世帯員欄の都道府県・市町村名は、令和6年1月1日時点の住所地が西宮市外の場合のみご記入ください。

⑤ 支給認定の基準となる項目「高額かつ長期」「人工呼吸器」「軽症高額該当」（P.2、6参照）の「する」「しない」どちらかに○をご記入ください。

⑥ 「年収80万以下の申立」欄に該当する場合は、○をご記入ください。

※年収とは、給与所得等の合計所得金額、公的年金等収入額、障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金、障害給付等の合計額です。

⑦ 「生活保護受給中の方」は「生活保護に関する申立」欄の該当箇所にも○をご記入ください。

3 現在の（指定難病）受給者証（コピーまたは記載内容変更の場合は原本）

4 健康保険証（コピー） または 生活保護受給証明書（原本）

・既にマイナンバーカードを保険証として利用されている場合も、健康保険証（コピー）の提出が必要です。

・生活保護を受給中で「健康保険証」を所持している方は、上記書類の両方をご提出ください。

令和6年11月1日までに75歳・後期高齢者保険証になれる方へ

・後期高齢者医療制度の保険証に切り替わる方（昭和24年生まれの方等）は、市役所から後期高齢の保険証が届き次第すぐに更新申請してください。

5 更新用臨床調査個人票（申請日から6ヶ月以内（に作成されたもの））

・臨床調査個人票は同封していません。指定医にご自身の該当する疾病の臨床調査個人票（更新）の作成を依頼してください。

・臨床調査個人票を持参して指定医に依頼する場合は、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

・複数疾病で認定されている場合は、更新を希望する疾病ごとに臨床調査個人票が必要です。

該当する方のみ提出が必要な書類

6 □ 自己負担上限額管理票(白いノートのコピー) (R5年7月以降のページ全て) □

① 「軽症高額」(軽症者特例)を申請する場合

令和6年6月～10月から起算して過去12ヶ月以内に、指定難病に関する総医療費(10割)が33,330円を超えた月が3回以上ある場合は、申請することができます。申請することにより、症状の程度の審査で不承認となった場合でも「軽症高額」該当として、受給者証の交付を承認されることがあります。

「自己負担上限額管理票」に記載がない月は、指定難病の領収書のコピーと「医療費申告書」で申請できます。

② 「高額かつ長期」を申請する場合(階層区分「一般所得Ⅰ」「一般所得Ⅱ」「上位所得」の方が対象)

令和6年6月～10月から起算して過去12ヶ月以内に、指定難病に関する総医療費(10割)が50,000円を超えた月が6回以上ある場合は、申請することができます。申請が認定されると、階層区分に応じて自己負担上限額が軽減されます。

※該当する医療費は、支給認定を受けた日以降の指定難病または移行前の小児慢性特定疾病医療費に限ります。

「自己負担上限額管理票」の記載がない月は、指定難病の領収書のコピーと「医療費申告書」で申請できます。

	R5.						R6.									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
軽症高額 月33,330円超/3回																
高額かつ長期 月50,000円超/6回																

上記の期間のうち、12か月以内に3回(6回)基準を満たす医療費がある場合申請できます。

(※R5.7~R6.6、R5.8~R6.7、R5.9~R6.8、R5.10~R6.9、R5.11~R6.10のいずれかの期間です)

7 □ 同一世帯の方の受給者証(コピー) □

- ・同一健康保険証の家族に特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している方がいる場合はご提出ください。自己負担上限額が按分されます。

8 □ 海外赴任証明書(原本)もしくは戸籍の附票(原本) □

- ・支給認定基準世帯員(P.3参照)で、令和6年1月1日時点で、海外勤務等により日本に住民票がない場合、マイナンバー連携で課税情報が確認できませんので、ご提出ください。
- ・「令和6年1月1日時点で国内に住民票がなく課税されていない」旨の申立書(任意様式)をご提出ください。

9 □ 療養生活相談票 □

- ・相談のある方のみ、ご提出ください。

10 □ 氏名・住所・健康保険・自己負担上限額の変更がある方 □

- ・氏名・住所・健康保険・自己負担額などを変更する場合、変更届が必要になります。この案内には同封していませんので、申請窓口にお越しいただくか、下記保健予防課までご連絡ください。変更届を送ります。

11 □ 個人番号記載票(マイナンバー記載用紙) □

- ・過去申請で支給認定基準世帯員の個人番号記載票が未提出の方、保険証の変更が同時にあり支給認定基準世帯員の変更がある方は、ご提出ください。この案内には同封していませんので、申請窓口にお越しいただくか、下記保健予防課までご連絡ください。個人番号記載票を送ります。

(問合せ先：保健予防課 TEL0798-26-3669)

支給認定基準世帯員とは

健康保険上の世帯で、受給者証の月額自己負担上限額を決定します。

健康保険証の種類	支給認定基準世帯員
被用者保険 (協会けんぽ、健康保険組合、 共済組合など)	被保険者 (被保険者が非課税の場合、被保険者と患者本人)
国民健康保険 (西宮市国保、退職国保など)	国保(同じ記号・番号)に加入している全員
後期高齢者医療制度	同じ住民票上で、後期高齢者医療制度に加入している方全員
業種別国民健康保険組合 (医師国保、建設国保など)	国民健康保険組合(同じ記号・番号)に加入している全員

月額自己負担上限額とは

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等 装着者
生保 (生活保護)	—		0	0	0
低Ⅰ (低所得Ⅰ)	市民税 非課税 (世帯)	年収80万円以下	2,500	2,500	1,000
低Ⅱ (低所得Ⅱ)		年収80万円超	5,000	5,000	
一般Ⅰ (一般所得Ⅰ)	市民税 課税	市民税課税以上 所得割71,000円未満	10,000	5,000	
一般Ⅱ (一般所得Ⅱ)		市民税所得割 71,000円以上251,000円未満	20,000	10,000	
上位 (上位所得)		市民税所得割 251,000円以上	30,000	20,000	

※「市民税非課税」とは、所得割・均等割とも「0円」である場合をいいます。

※階層区分「低Ⅰ」は支給認定基準世帯員が全員非課税で、受給者本人(18歳未満の場合は保護者)の年収が80万以下の「申立」が必要です。

年収とは 給与所得等の合計所得金額、公的年金等収入額、障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金、障害給付等の合計額です。

※受給者が指定難病に関する医療費の2割(現在1割負担の方は、1割)を負担し、上記自己負担上限額を超えた金額について公費負担の対象になります。

※自己負担額とは、指定難病に関する外来、入院、薬剤費、訪問看護の費用の合計額です。

※入院時の食費は、全額自己負担です。